

西東京市公告

公開による意見の聴取について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第1項ただし書の規定による許可をするために、同条第15項の規定による公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）を行うので、西東京市建築基準法に基づく公開による意見の聴取に関する規則（平成29年西東京市規則第8号。以下「規則」という。）第2条の規定により次のとおり公告する。

この場合において、当該許可に利害関係を有する者は、規則第11条第1項の規定により公聴会で意見を述べることができる。意見を述べようとする者は、同条第2項の規定により当該公聴会の期日の3日前までに、市長に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び利害関係を記した書面を提出するものとする。

令和7年8月1日

西東京市長 池澤隆史

- 公聴会を行う日時  
令和7年8月21日（木）午後2時から
- 公聴会を行う場所  
西東京市役所保谷南分庁舎 1階会議室  
西東京市中町一丁目5番1号
- 書面の提出先  
西東京市まちづくり部建築指導課（保谷東分庁舎2階）  
西東京市中町一丁目6番8号  
電話 042-438-4017

- 公聴会を行う理由  
次の建築を許可しようとするため

建築主住所	東京都新宿区西新宿二丁目8-1	
氏名	東京都知事 小池 百合子	
建築敷地	西東京市東伏見一丁目504番2 ほか	
地域地区等	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、近隣商業地域、第1種高度地区、第2種高度地区及び準防火地域	
	既存建築物の概要	申請の概要
工事種別	—	増築
用途	公衆便所及び詰所	公衆便所
敷地面積	—	26,512.72m <sup>2</sup>

建築面積	75.22m <sup>2</sup>	69.01m <sup>2</sup>
延べ面積	66.31m <sup>2</sup>	53.20m <sup>2</sup>
構造	プレキャストコンクリート造一部木造及び鉄骨造	鉄筋コンクリート造
階数	地上1階	地上1階
高さ	4.13m ほか	3.60m
適用条文	建築基準法第48条第1項ただし書	